

第 2 1 回御嵩町農業委員会会議録

1、招集年月日	平成 31 年 4 月 4 日
2、招集場所	御嵩町役場 2 階 第 1 委員会室
3、開会	午前 9 時 00 分
4、会議に付された件名	
議第 69 号	農地法第 5 条第 1 項の規定による権利移動を伴う農地転用申請に対する意見について
議第 70 号	農地法第 3 条第 1 項の規定による権利移動を伴う申請に対する意見について
議第 71 号	農用地利用集積計画の決定について
報第 21 号	農地改良届について
報第 22 号	農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
5、事務局	事務局長兼課長 高 木 雅 春 事務局次長兼係長 伊 納 和 昭 書 記 北 田 桂 太 郎
6、会議録署名者	1 番 亀井和紀 委員 3 番 奥村清治 委員
7、欠席議員	
議 長	ただ今の出席委員は 14 名で定数に達していますので、これより第 21 回御嵩町農業委員会を開会します。
議 長	会議録 署名者に、1 番 亀井和紀委員 3 番 奥村清治委員を指名します。
議 長	それでは、議第 69 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による権利移動を伴う農地転用申請に対する意見について を議題とします。 事務局 朗読願います。 (事務局朗読)
議 長	1 号事案について、3 番 奥村清治委員、説明願います。
3 番奥村委員	3 番奥村です。資料の 5-1 をご覧ください。 申請地は旧桑下ガソリンスタンドより東へ 250m 程の所です。 転用目的は一般個人住宅です。 権利を設定し又は移転しようとする事由の詳細としては、譲受人は現在アパートで暮らしていますが、家族の成長に伴い一戸建て住宅の建設を考え、建設地を探していました。譲受人の妻の祖父の土地を使用貸借して建設するという申請内容です。使用貸借期間は 20 年間です。 転用することによって生ずる付近の土地・作物・家畜等の被害防除施設の概要については、申請地の北側は公衆用道路、西側は赤道、東側は宅地、南側は公衆用道路です。雨水排水について住宅部

	<p>分は敷地内で集水し、水路へ排水します。駐車場部分は埋め立てをした後、集水枥を設置して排水します。汚水は浄化槽にて処理します。万が一周辺農地に被害を及ぼした場合は自己責任にて解決いたします。</p> <p>資金は全額借入をします。東海労金の融資の借り入れ申込書を確認しました。</p> <p>他に、誓約書・委任状を確認しました。</p> <p>3月27日に現地の確認を行いました。</p> <p>以上のことから申請内容に問題はないかと思われませんが、皆様の審議をお願いします。</p>
議 長	<p>委員からの説明が終わりましたのでこれより質疑に入ります。質疑ありますか。</p> <p>質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
事務局次長	<p>申請地の農地区分につきましては、宅地化が見込まれる地域にある、一団の規模が10ha未満の農地であるため、第2種農地に位置付けられます。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>事務局からの説明が終わりましたのでこれより採決に入ります。</p> <p>1号事案について、適当と認める方は挙手願います。挙手全員であります。</p> <p>よって1号事案は適当と認め進達します。</p>
2番須田委員	<p>続いて2号事案について、2番 須田ひろ子委員、説明願います。</p> <p>2番須田です。事務局より説明のあった事項は省略します。資料の5-2をご覧ください。</p> <p>こちらは農地法第5条の申請です。</p> <p>国道21号線バイパスの南に位置しております。</p> <p>権利の設定は所有権の移転です。</p> <p>譲渡人は横浜在住の会社員〇〇さんと御嵩在住の〇〇さんの2名です。譲受人はこの申請地より東に350m程の可児川沿いにある〇〇さんです。</p> <p>譲受人は会社の従業員の増加等により駐車場が手狭となり、土地を探していました。申請地を田から宅地とし、事務所・倉庫・従業員の駐車場及び業務用トラックの駐車場としたいとのことです。候補地として中地区 西田に1件、御嵩保育園東地区に1件、今回申請地がありましたが、最も近く便利な今回の申請地を選ばれました。</p> <p>土地の所有者との折り合いがつかなかった部分があり、申請地の形状が一部抜けたような形となっています。</p>

	<p>雨水は南側の水路に排水します。汚水は下水道に接続し排水します。</p> <p>隣地承諾書について、東側の田の所有者より提出されております。水利組合にも排水についての同意書が得られております。他に残高証明書・法人の履歴事項証明書・定款などが揃っております。</p> <p>3月20日に委任状にあります行政書士の方と現地の事前確認を行いました。3月27日に現地確認を行っていただきました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>委員からの説明が終わりましたのでこれより質疑に入ります。質疑ありますか。</p> <p>質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
事務局次長	<p>申請地の農地区分につきましては、宅地化が見込まれる地域にある、一団の規模が10ha未満の農地であるため、第2種農地に位置付けられます。</p> <p>また、こちらの土地については平成29年度に農振除外が行われております。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>採決に入ります。</p> <p>2号事案について、適当と認める方は挙手願います。挙手全員であります。</p> <p>よって2号事案は適当と認め進達します。</p>
7番田中委員	<p>続いて、3号事案について、7番 田中幹三郎委員、説明願います。</p> <p>7番田中です。3号事案の説明をします。事務局より説明のあった事項については省略します。</p> <p>農地法第5条の規定に基づく一時転用の許可申請です。転用の期間は平成32年3月31日までの約2年間です。</p> <p>申請地の場所は、国道21号線中交差点の南西100メートルほどのところで、御嵩町消防団第三分団車庫の、町道を挟んだすぐ真南の田です。</p> <p>転用の目的は、亜炭廃坑充填剤である粘土スラリーの製造プラントを設置するためということです。申請によりますと、平成30年度南海トラフ巨大地震亜炭鉱跡防災対策事業の第2、第3期防災工事の一環として中地区の市街地の一部で亜炭廃坑充填工事を行いたい、については充填剤である粘土スラリーを製造するプラントを設置したい。設置に必要な面積を満たしており、また今回の施工エリアに隣接していることから、この農地を一時転用してプラントを設置したい。とのことで、農地所有者の内諾を得られたことから今回の申請に至りました。</p>

こちらの農地3筆の合計は1,433㎡です。台帳地目は田、現況は休耕地です。田面及び畦畔の草刈りは定期的に行われており、すぐに耕作可能な状態に保たれております。

隣接地の状況ですが、北側及び西側は真名田水系の用水路、東側は半分が町道、半分が用悪水路、南側は〇〇さんという方の所有する宅地及び農地となっております。

転用に当たって、周辺農地への影響を最小限にするために、雨水排水は田んぼの後口から排水路へ放流する。プラント稼働に伴う汚濁水は水槽に貯留し再処理して再利用する。工事完了時に残った汚濁水は産業廃棄物として持ち出し処分する。工事従事者のトイレは移動式仮設トイレによって対応する。生活排水は排水しません。よそから土砂を持ってきて埋め立てすることはせず、間にある畦はいったんならして、ゆるやかなスロープ状に整地し、鉄板をしいて利用します。畦は工事完了後に復旧します。そして工事現場の出入り口は農業用水路の破損を防ぐため、北東の町道に面したところを出入り口とし、大型土嚢を積み上げて重機、車両等の進入用スロープを仮設し利用するものとします。出入り口は大型車両に対応するため幅9メートルを予定しております。出入り口の設置について、役場建設課と協議を進めておられます。工事期間中は消防団員の駐車場が不足するため、臨時駐車場の確保も手配済みです。臨時駐車場は元御嵩給油所さんの跡地です。

雨水排水について詳しくご説明したいと思います。現状田んぼの後口は東側に2カ所、南西の角に1カ所の計3カ所あります。南西の角にある後口は南側農地を所有する〇〇さんの畑の下を塩ビ管を通して、農業用悪水路に排水するようになっております。工事期間中は東側2カ所の後口を利用します。南西の角にある後口は、例えば大雨が降ったときなどに工事現場の鉄板上に浮いた土砂等が一気に流出するのを防ぐため、現在埋設されている排水用塩ビ管にエルボを接続し、垂直に塩ビ管を50センチ程度立ち上げ、後口を利用しないようにします。以上の対策でおおむね雨水排水については対応できるものと思いますが、万一不測の事態が生じた場合には転用事業者の責任において誠意を持って解決します。とのことです。

畦の保全是、工事中仮設フェンスを畦の内側に設置しますので、フェンス外側の畦の草刈りを年3回程度実施する予定です。

県知事宛誓約書、農地復元誓約書、隣地承諾書等々、必要書類の確認もしました。

現地確認は転用事業者、行政書士立ち会いの下3月27日事務局及び当番委員、中地区委員により行ってきました。

以上のことから本申請の内容に問題はないと思います。

皆様のご審議をよろしくお願いします。

議 長

委員より説明が終わりましたのでこれより質疑に入ります。質疑ありますか。

質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。

事務局次長	<p>申請地の農地区分につきましては、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途区域が定められているため、第3種農地に位置付けられます。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>事務局からの補足説明が終わりましたのでこれより採決に入ります。</p> <p>3号事案について、適当と認める方は挙手願います。挙手全員であります。</p> <p>よって3号事案は適当と認め進達します。</p> <p>続いて、4号事案について、1番 亀井和紀委員 説明願います。</p>
1 番亀井委員	<p>1番亀井です。4号事案について説明します。資料は5-4です。事務局が説明された事項は省略します。</p> <p>申請地は名鉄顔戸駅の北80m 辺りです。</p> <p>まず、本件について、譲受人が農地法の規定を熟知されておられなかったため、売買の話がまとまった後、自動車1台分を埋め立てされていたので、始末書が添付されています。</p> <p>申請理由については、譲受人の住宅敷地だけでは家族全員の家用車の駐車スペースが確保できないことから、譲渡人と協議した結果売買が成立したため5条申請が提出されたもので、現地確認の折には申請地周囲の境界杭の場所にポールで示されていました。</p> <p>周辺農地等の状況は、南側は譲渡人の田で、今回の売買に伴い分筆された残地です。西側には田と畑が各1筆あり、農地所有者からは同意書が提出されています。北側と東側は道路となっています。</p> <p>なお、申請地と西側農地との境界部分は、今後、コンクリート製の板を設置して、埋め立てした土砂や小石等が農地側へ落ち込まないよう対策を講じたいとのことでした。</p> <p>本件の申請に関して追加説明ですが、申請地エリアは土地改良事業がなされていません。このため、西側隣地の水田所有者が稲作を行われる期間は、これまでと同様に申請地の南端部分に塩ビ管を設置して、農業用水を水田まで流すことについて譲渡人・譲受人・水田耕作者の三者間で合意されているとの説明も受けました。</p> <p>説明は以上です。ご質問等がありましたらお願いします。</p>
議 長	<p>委員からの説明が終わりましたのでこれより質疑に入ります。質疑ありますか。</p> <p>質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
事務局次長	<p>申請地の農地区分につきましては、名鉄顔戸駅から 300m 以内に位置しており、第3種農地に位置付けられます。</p>

<p>議 長</p>	<p>以上です。</p> <p>それでは採決に入ります。 4号事案について、適当と認める方は挙手願います。挙手全員であります。</p> <p>よって4号事案は適当と認め進達します。</p> <p>続いて、5号事案について、1番 亀井和紀委員 説明願います。</p>
<p>1番亀井委員</p>	<p>1番亀井です。5号事案についてご説明します。事務局が説明された事項は省略します。</p> <p>本件は、古屋敷地内の国道21号線バイパス沿いの宅地分譲事業に伴う申請ですが、ここ3カ月間連続して隣接農地から5条申請がありました。</p> <p>こうした連続申請について、担当委員として一時期、開発規制逃れなど何らかの意図的・計画的な申請ではないかと考えたこともありましたが、関係する行政書士さんとの情報交換等から判断すると、本件農地譲渡人が所有農地を早期に処分したいとの思いから別の譲渡先を見つけられて今回の申請に至った模様です。</p> <p>場所は、国道21号バイパス線の古屋敷交差点から、東北東方向に約450m地点でバイパスの北沿いです。申請エリアの境界部分は支柱で表示されていました。</p> <p>周辺の様子は、南側は国道21号線バイパスで、建設省の境界杭内に農業用水路があります。東側は宅地分譲事業予定地、北側は町道、西側は畑となっており、隣地同意書が提出されています。</p> <p>造成計画としては、宅地への出入りは北側町道からで、町道と同じ高さまで埋め立てし、西側と南側はブロック積み擁壁の予定です。なお、南側の水路敷の畦はコンクリート張りにする計画ですが、水路の畦は建設省の敷地内部分ですので、今後の協議結果次第となるということです。</p> <p>宅地内の雨水は、町道北側の農業排水路へ接続予定で、地元水利組合の同意書が添えられています。上水道と下水道施設は、町道に敷設されていますのでそれぞれ接続予定です。</p> <p>その他、本件申請書には、住宅建築案や県知事あて誓約書、残高証明書、行政書士あて委任状等が添付されておりました。</p> <p>説明は以上です。ご質問等がありましたらお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>委員からの説明が終わりましたのでこれより質疑に入ります。質疑ありますか。</p> <p>質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>申請地の農地区分につきましては、宅地化が見込まれる地域にある、一団の規模が10ha未滿の農地であるため、第2種農地に位置</p>

<p>議 長</p>	<p>付けられます。 以上です。</p> <p>採決に入ります。 5号事案について、適当と認める方は挙手願います。挙手全員であります。 よって5号事案は適当と認め進達します。</p> <p>続いて、6号事案について、事務局より説明願います。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>6号事案につきまして、事務局より説明させていただきます。 3月27日の現地確認の際に、野焼きがされているのを確認しましたが行政書士からそのことについて説明がありました。野焼きをした際に周辺の住民から苦情が入ってしまい、既にお詫びはされているとのことでした。 その後、町の太陽光条例の届出の添付資料とされている書類に自治会の印鑑が押して頂けないという状況のようです。 農地法では自治会の同意が得られていることは許可の要件にはありませんが、行政書士の方から周辺住民とのトラブルがないようにしっかりと了承を得た上で転用を行っていきたいということを確認しましたので、本案件については地元自治会からの同意が得られるまで保留とさせていただきますと思います。 以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局から説明のありました通り、本日の総会までに地元の同意が得られなかったため、同意が得られた段階で再度審議の対象とすることとし、今回、6号事案につきましては保留とします。</p> <p>続いて、7号事案について、10番 鍵谷道隆委員 説明願います。</p>
<p>10番鍵谷委員</p>	<p>10番鍵谷です。7号事案の説明をします。 ただいま、事務局から説明されました事については省略します。 資料5-7をご覧ください。 申請地の場所は国道21号バイパス、野崎交差点より東に約200m進んだ所です。 この農地は平成30年7月に農振除外で立会した農地です。 転用の目的は分譲住宅。 権利を設定し又は移転しようとする事由は、譲渡人は申請地を相続したが、維持管理が困難であり、譲受人の希望もあり申請地を売却したい。譲受人は申請地が分譲住宅敷地に適しているため、申請地を購入して建売分譲を行いたい。とのこと。 転用によって生ずる付近の土地の概要は、北側は水路を介し道路、東側は宅地、南側・西側は道路となっています。敷地の造成は</p>

	<p>西側・南側・東側境界にブロック新設し、土砂・雨水の流水を防止、汚水は北側町道上の公共下水道に接続します。雨水は集水枥を設置し、北側道路側溝へ排水します。</p> <p>添付書類は土地利用配置図、誓約書、銀行の残高証明書、委任状、履歴事項全部証明書については確認しました。</p> <p>転用の目的に関わる施設の概要は3月27日に現地確認により行いました。</p> <p>以上のことから7号事案の申請内容について私は問題ないと思います。皆様の審議をお願いします。</p>
議 長	<p>説明が終わりましたのでこれより質疑に入ります。質疑ありますか。</p> <p>質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
事務局次長	<p>申請地の農地区分につきましては、上水道・下水道が埋設されている道路の沿道の区域で、対象の農地から500m以内に2以上の教育施設・医療施設・その他の公共施設（アカシクリニック・伏見保育所）が存することから、第3種農地に位置付けられます。</p> <p>また、こちらについては平成30年度に農振除外がされております。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>補足説明が終わりましたので採決に入ります。</p> <p>7号事案について、適当と認める方は挙手願います。挙手全員であります。</p> <p>よって7号事案は適当と認め進達します。</p>
議 長	<p>続いて、8号事案について、10番 鍵谷道隆委員 説明願います。</p>
10番鍵谷委員	<p>10番鍵谷です。8号事案の説明をします。ただいま、事務局から説明されました事については省略します。</p> <p>資料5-8をご覧ください。</p> <p>申請地の場所は国道21号線沿い、岐阜隼人工業東側の所です。</p> <p>転用の目的は一般個人住宅。権利を設定し又は移転しようとする事由は、譲受人は賃貸住宅で暮らしているが、家族の成長に従い戸建ての住宅の建設を考え、建設地を申請地周辺で探していました。</p> <p>譲渡人は農地の維持管理が困難となってきたため、売却を考えていました。このたび双方の間で売買の合意ができたため申請に至りました。</p> <p>転用によって生ずる付近の土地の概要は、北側は畑、東側は畑、南側は畑、西側は道路となっています。</p> <p>敷地の造成は周囲にコンクリートブロックを設置し土砂の流出を防止します。汚水は町道上の公共下水道に接続、雨水は西側の側溝</p>

	<p>に接続します。</p> <p>添付書類は土地利用配置図・誓約書・隣地承諾書・ローン事前相談・委任状・始末書については確認しました。現地確認の折、現地の農地性が無くなっていることについて始末書をお願いしておりました。</p> <p>転用の目的に関わる施設の概要は3月27日に現地確認により行いました。</p> <p>以上のことから始末書の提出があれば私は8号事案に問題はないかと思えます。</p> <p>皆様の審議をお願いします。</p>
事務局	<p>始末書については提出がされております。内容を読み上げさせていただきます。</p> <p>平成15年4月から申請地を申請地近くにある工場に貸し、その工場が製品置場・駐車場として利用しておりました。農地にも関わらず農地法の許可を得ることなく賃貸し、また、賃貸先企業が農地以外の目的で利用していたことは十分反省しております。今後このようなことがないように気を付けてまいります。とのことです。</p>
議長	<p>質疑に入ります。質疑ありますか。</p> <p>質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
事務局次長	<p>申請地の農地区分につきましては、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途区域が定められているため、第3種農地に位置付けられます。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>補足説明が終わりましたのでこれより採決に入ります。</p> <p>8号事案について、適当と認める方は挙手願います。挙手全員であります。</p> <p>よって8号事案は適当と認め進達します。</p>
10番鍵谷委員	<p>続いて、9号事案について、10番鍵谷道隆委員より説明願います。</p> <p>10番鍵谷です。9号事案の説明をします。</p> <p>ただいま事務局から説明されました事については省略します。</p> <p>資料5-9をご覧ください。</p> <p>申請地の場所は国道21号線沿い、岐阜隼人工業東側の所です。</p> <p>転用の目的は機械設計業事務所・作業場兼倉庫です。</p> <p>権利を設定し又は移転しようとする事由は、譲受人は申請地の周辺で自身が経営する機械設計業事務所の建設候補地を探していました。</p> <p>譲渡人は農地の維持管理が困難となってきたため、売却を検討し</p>

	<p>ていました。</p> <p>双方の間で売買の合意ができたため今回の申請に至りました。</p> <p>転用によって生ずる付近の土地の概要は、北側3筆は畑、東側は宅地及び畑、南側は畑、西側は道路となっています。</p> <p>敷地の造成は周囲にコンクリートブロックを設置し土砂の流出を防止します。汚水は西側町道上の公共下水道に接続、雨水は西側の側溝に接続し排水します。</p> <p>添付書類は土地利用配置図・誓約書・隣地承諾書・銀行預金の写し、委任状・始末書については確認しました。始末書の内容については8号事案のものと同様です。</p> <p>転用の目的に関わる施設の概要は3月27日に現地確認により行いました。</p> <p>以上のことから9号事案の申請内容について私は問題がないかと思えます。</p> <p>皆様の審議をお願いします。</p>
議 長	<p>委員からの説明が終わりましたのでこれより質疑に入ります。質疑ありますか。</p> <p>質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
事務局次長	<p>申請地の農地区分につきましては、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途区域が定められているため、第3種農地に位置付けられます。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>これより採決に入ります。</p> <p>9号事案について、適当と認める方は挙手願います。挙手全員であります。</p> <p>よって9号事案は適当と認め進達します。</p> <p>次に、議第70号 農地法第3条第1項の規定による権利移動を伴う申請に対する許可について を議題とします。</p> <p>事務局、朗読願います。</p> <p>(事務局朗読)</p>
3番奥村委員	<p>1号事案について、3番 奥村清治委員 説明願います。</p> <p>3番奥村です。</p> <p>申請地は以前、太陽光発電で井尻地区を見て頂きましたが、そこであった祠より東へ200m程の所です。譲受人の自宅裏の農地となっています。</p> <p>現況はイチジクの木が1本立っておりますが、その他の部分はきれいに草刈がされており、その周りも全体が畑でありまして所有権を移転することに問題はないと感じられました。</p>

	<p>推進委員の今井さんにも別日で現地をご確認いただきました。</p> <p>申請地から譲受人の自宅までの距離があり、現在はほとんど耕作されていないという状況で売買の話があり、合意に至ったため売買に至りました。</p> <p>譲受人は所有している農地が 5601.28 m² 所有しておられます。</p> <p>農機具はトラクター・コンバイン・田植機・耕運機などを持っておられます。</p> <p>年齢は 68 歳ですが、耕作の意欲が充分にあるように感じられました。</p> <p>周囲には何も影響はないと思われます。</p> <p>皆様の審議をお願いします。</p>
議 長	<p>奥村委員からの説明が終わりましたので続いて今井推進委員より現地の状況等説明願います。</p>
今井推進委員	<p>推進委員の今井です。</p> <p>現地の確認を行い、譲受人が適正に農地として管理されることが推奨されると思われます。</p> <p>本案件については特に問題はないと思います。</p>
議 長	<p>2 人の説明が終わりましたのでこれより質疑に入ります。質疑ありますか。</p> <p>質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
事務局次長	<p>特にありません。</p>
議 長	<p>それでは採決に入ります。</p> <p>1 号事案について、適当と認める方は挙手願います。挙手全員であります。</p> <p>よって 1 号事案は適当と認め許可します。</p> <p>次に、議第 71 号 農用地利用集積計画の決定について を議題とします。</p> <p>事務局、朗読願います。</p> <p>(事務局朗読)</p>
議 長	<p>1 号事案から 3 号事案については 5 番 青木委員に関係しますもので、5 番 青木委員は 農業委員会等に関する法律 第 31 条 議事参与の制限により、審議終了まで退席をお願いします。</p> <p>(5 番 青木委員 退席)</p>
議 長	<p>1 号事案、2 号事案について平田推進委員、現地の状況はどうでしたか。</p> <p>気になる点などありましたら説明願います。</p>

<p>平田推進委員</p>	<p>1号事案について田中委員と3月21日に現地を確認しました。充分管理をされておりましたし、営農されておりましたので私は営農要件には問題ないかと思えます。 続いて2号事案については須田委員と3月21日に現地確認を行いました。 こちらも充分管理されておりましたので、私は本申請には問題ないかと思えます。 以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>続いて3号事案について伊左治推進委員より説明をお願いします。</p>
<p>伊左次推進委員</p>	<p>3月25日に現地確認を行いました。 現地は適切に管理されており、荒れた様子もないため本案件には問題ないかと思われます。</p>
<p>議 長</p>	<p>青木委員に関する案件について一括して質疑と採決を行いたいと思えます。</p> <p>1号事案、2号事案、3号事案につきまして、適当と認める方は挙手願います。挙手全員であります。 よって1号事案、2号事案、3号事案は可決しました。</p> <p>審議終了いたしましたので、5番 青木委員の着席を認めます。 (5番 青木委員 着席)</p> <p>続いて、4号事案について 伊左治推進委員、現地の状況はどうでしたか。 気になる点などありましたら説明願います。</p>
<p>伊左治推進委員</p>	<p>本案件についても現地確認を行いました。特に異常はないかと思われます。</p>
<p>議 長</p>	<p>採決に入ります。 4号事案について、適当と認める方は挙手願います。挙手全員であります。 よって4号事案は可決しました。</p> <p>次に報第21号 農地改良届について事務局より報告願います。 (事務局報告)</p>
<p>議 長</p>	<p>1号事案について 7番田中幹三郎委員、現地の状況はどうでしたか、気になる点などありましたらお願いします。</p>

7 番田中委員	<p>7 番田中です。1 号事案の説明をします。 事務局より説明のありました事項は省略させていただきます。 届け出を受け 3 月 24 日 日曜日に現地を見に行き参りました。 申請者の弟さんの〇〇さんに立ち会っていただき、お話を聞いてきました。なお、伊左治推進委員におかれましても現地確認に立ち会っていただくのが本来ですが、日程の調整がつかず、お互いに別々の日に確認しました。</p> <p>申請地の場所は肉のキングさんの南側で、〇〇さんの住宅の真裏に当たる田んぼです。一筆 993 m²のうち、東側約 342 m²について、湿田のため、農業機械がはまってしまったりするため、耕作がしづらく、耕土をかさ上げしたい。かさ上げた部分については畑作物を栽培したい、とのことでした。</p> <p>周辺農地に与える影響がないかを慎重に見てまいりましたが、十分留意して施工されるということと、隣地の承諾も得られておりますので問題はないと思います。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>田中委員からの説明をもって報告とさせていただきます。</p> <p>次に 報第 22 号農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による 届出について事務局報告願います。 (事務局報告)</p>
議 長	<p>事務局からの報告が終わりました。 以上をもちまして、本日の議題は全て終了いたしました。 ありがとうございました。</p>

10 時 26 分終了

以上、会議録経過をここに記載し、その相違のないことを証するために署名する。

令和 年 月 日

議 長

1 番

3 番

